

◇ 7月以降の出席停止等の取り扱いについて

児童の出欠の扱いについては、7月からは原則的に通常どおりの扱いとします。(遅刻・早退等の扱いも含む) ご心配な場合はご相談ください。

また、文部科学省発「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、学校内で感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要と示されています。今後も、ご家庭との連携がより一層大切となります。本人の健康状態に加えて、同居家族の方の発熱等の風邪症状なども引き続き確認をお願いします。集団感染を防ぐために、発熱等の症状がみられる場合は病院を受診する等の対応をお願いします。

今後とも、登校前にお子様の健康観察(発熱等の風邪症状の有無の確認)のご協力を、よろしくお願いいたします。

◇ 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について

厚生労働省において、新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより、仕事ができなくなっている子育て世代を支援し、子どもの健康、安全を確保するための対策を講じるため、「小学校休業等対応助成金・支援金」の申請を受け付けています。詳細は下記のHPをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ)

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

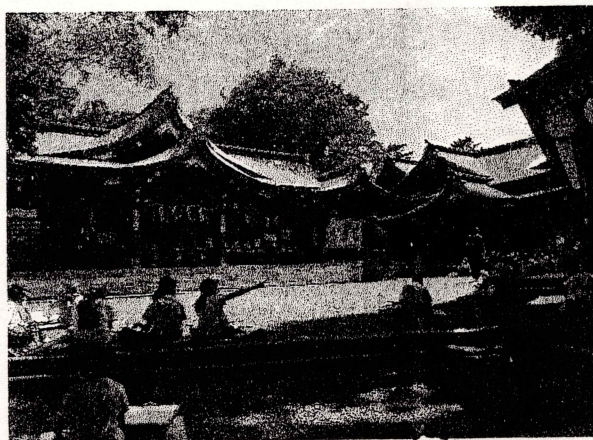
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

◇ 口座振替(給食費・学校徴収金)のお知らせ

7月27日(月)は、給食費等の第2期振替日です。残高の確認をお願いします。また振替日の前営業日までに、登録口座に必要な残高をご用意ください。引き落としができない場合、8月17日(月)に再振替を行います。なお、再振替でも引き落としができなかった場合は、給食費は納付書、学校徴収金分は振込依頼書でのお支払いとなります。(学校徴収金については振込手数料を負担いただきます。)

生活保護・就学援助の対象者は、学校徴収金のみ引き落とされます。



6月15日(水)に、6年生が検見川神社まで写生会に行きました。建物全体の構図を考えたり、屋根の形を立体的に描いたり、とても意欲的でした。彩色して絵が完成するのが楽しみです。

~7月の行事予定~

- 3日(金) 1・4年:交通安全教室協議会
- 6日(月) 1年:出前教室
- 7日(火) 5年:発育測定
- 8日(水) PTA総会
- 9日(木) 4年:発育測定
- 10日(金) 2年:発育測定
- 13日(月) 3年:発育測定
- 14日(火) 6年:発育測定
- 15日(水) 1年:発育測定
- 16日(木) まきのこ:発育測定
- 30日(木) 短縮日課
- 31日(金) 短縮日課

(学校給食費に関するお問い合わせ
(学校徴収金に関するお問い合わせ

保健体育課 245-5909)
本校教頭 273-8030)